「幼児教育の振興について」

平成27年5月 文部科学部会幼児教育小委員会 幼児教育議員連盟新制度検討チーム 合 同 会 議

目 次

1.	基	基本的な	考え方	•••••	•••••	• • • • • • • •	•••••	•••••	1
2.	乡	り見教育 の	の振興力	策					
(1)	幼児教育	育の質の	向上	•••••	• • • • • • • •	• • • • • • • •	•••••	2
(2)	質の高い	小幼児教	(育の提	供体制	の確保		• • • • • •	7
(3)	幼児教育	育の段階	的無償	化の推	進 …	• • • • • • • •	••••1	2
(4)	幼児教育	育の充実	のため	の財政	文接の	充実	1	3
(5)	新制度の	の検証	•••••	• • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • •	••••1	4
3.		「幼児教	 育振興決	:(仮彩	́к) । <i>0</i>)制定	•••••]	15

「幼児教育の振興について」

1. 基本的な考え方

幼児期の教育(幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものをいう。具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園等における教育、家庭における教育、地域における教育を含む広がりを持った概念としてとらえる。以下、「幼児教育」という。)は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う非常に重要なものである。幼児期に、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、豊かな感性、好奇心、探究心、社会性を培うことは、将来、人間として充実した生活を送る上で不可欠である。

また、近年、諸外国の実証研究においても、質の高い幼児教育は、将来の進学率の上昇や所得の増大、犯罪率の低下や生活保護受給率の低下等をもたらすという結果が報告されており、幼児の望ましい発達をもたらすという教育的効果のみならず、社会経済的効果を有し、その効果は社会経済全体に及ぶと考えられている。

このように、質の高い幼児教育は、好奇心等に溢れる心豊かな子供を育て、 健全で安定した社会を創造することに繋がると考えられるため、国家戦略の 一環として取り組み、幼児教育分野への思い切った重点的な資源投入を行う ことが必要と考える。

平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)は、子供・保護者の置かれている環境に応じ、保護者のニーズ等に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園等の特性を生かした良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を整備することを目的としており、実施主体である市町村には、地域の実情を踏まえた独自のビジョンに基づき、域内の小学校就学前の教育・保育について、一体的にその量的拡充・質の向上を図ることが求められている。

この限りにおいて、新制度は質の高い幼児教育を全ての子供に保障することを目指す取組と位置付けられるが、一方、新制度は、幼児教育の中核的役割を果たしている私立幼稚園とほとんど関わりのなかった市町村が実施主体になるという課題を内包しているとともに、その創設にいたる過程において、提供されるべき教育の有様についての議論が十分になされているとは言いがたい状況である。

このため、今後、幼児教育の一層の振興が図られるよう、各般の振興方策 について取り組むとともに、新制度施行後の運営状況について把握し、必要 な制度改正も視野に入れつつ、見直しを行っていく必要がある。

このための方策について、以下提言する。

なお、以下の方策は、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域の三者が相互に期待される役割を果たし連携・協力することにより、初めて幼児への教育が全体として豊かなものとなり、効果的に実施できるものである。

また、幼稚園は学校教育法上の「学校」、保育所は児童福祉法上の「児童福祉施設」、幼保連携型認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(いわゆる「認定こども園法」)上の「学校かつ児童福祉施設」であるなど、法的位置付けに違いがあることにも留意しながら、進める必要がある。

さらに、私立幼稚園が建学の精神に基づき特色ある教育活動を行えるよう、最大の支援を行うことが前提であることを付言する。

2. 幼児教育の振興方策

(1) 幼児教育の質の向上

①幼児教育の内容の充実と小学校教育との円滑な接続

- 幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期に、 目先の結果のみを期待するのでなく、幼児の自発的な活動としての「遊び」 を通して、好奇心や探究心、豊かな感性など生涯にわたる学びの基礎を育 むことが重要である。
- 親の価値観や生活環境の多様化等に伴い、今日の幼児期の子供を取り巻く環境が多様化する中、国として、幼児教育の水準の維持・向上を図る観点から、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の見直し等を行う。その際、これらの要領・指針の内容について整合性が図られ、全ての子供が質の高い幼児教育を受けられる環境を整えることが必要である。
- 具体的には、今日の幼児の発達の状況や特性等を踏まえ、5歳までに 身に付けるべき内容(取り組むべき教育内容)について改めて検討した 上で、とりわけ小学校以降における学びとの連続性を図る観点等から、 5歳児を中心として取り組むべき教育内容をより明確化・具体化するこ とについて幼稚園教育要領等の見直しを行い、幼稚園・保育所・認定こ

ども園等の幼児教育の内容の充実が図られるようにする。その際、幼児期においては、日常生活において体験を通じて言葉、数等に触れる中で、発達の段階に応じた認知に関わる能力を育むとともに、その後の長期的な成長を支える基礎となるものとして、自尊心、共感性、自立性、感情のコントロール、動機付け、粘り強さ等の非認知的能力を育むことが重要であるという調査研究の成果等を踏まえることが必要である。その上で、幼児教育は、幼児の発達の段階に応じた主体的な活動としての遊びを十分に確保し、幼児が遊びに集中して主体的な力を発揮する中で、好奇心、探究心、思考力等を形成するという特性を有することを踏まえ、決して小学校で行われている教科書等を用いた教科等の教育の前倒しとならないよう留意することが必要である。

- また、教育内容の実施に当たっては、幼稚園・保育所・認定こども園等 がそれぞれの施設の特性を生かしながら、創意工夫を凝らして取り組む ことが重要である。
- 特に、5歳児に対する教育は、子供の発達や学びの連続性を確保し小学校教育との接続を図る上で重要であることや、小学校以降における学習の基礎となる「学びの芽生え」を育む観点から、小学校と連携しながら「アプローチ・カリキュラム」等を編成し、体系的に実施することが重要である。このため、上記カリキュラムの編成、実施手法や教員等の実施体制等に関する指針等を作成し、教育課程・保育課程や指導計画の接続、並びに、幼稚園教員・小学校教員・保育教諭・保育士の合同研修の実施まで視野に入れた取組の普及・活用を促進する。その際、教育委員会や関係部局が連携し、地方自治体として、小学校や各施設を積極的に支援するなどのリーダーシップを発揮することが重要である。
- 上記「アプローチ・カリキュラム」等の取組を始めとして、幼児教育と 小学校教育との接続を円滑に進めるためには、幼児教育と小学校教育の 双方について十分な知識や経験を有する教員・保育士等の確保が求めら れる。このため、幼稚園教員のより上位の幼稚園教諭免許状の取得や、 小学校教諭免許状・保育士資格の併有を促進するとともに、例えば、幼稚園教員・保育士の養成課程における小学校との接続に関する内容の充 実、幼稚園教員・保育士と小学校教員の合同研修の実施、幼稚園と小学 校双方の指導が行えるような人材の育成など、教員養成課程・保育士養

成課程、研修及び教員免許制度等について必要な検討を行う。また、こうした人材が各園に配置されるよう、必要な支援を行う。

- また、幼児教育の質の向上を図るためには、幼児期に身に付けるべき内容の充実に加えて、それらを育む上で効果的な指導方法及び環境(施設、教材・教具、空間・時間設定等)の在り方について検討を行い、その改善及び充実を図ることが必要である。
- さらに、幼稚園・保育所・認定こども園等それぞれが自主的に指導方法、環境等について探究し、自らその改善を図る取組を促進するため、各園等が地域の大学や幼児教育研究団体等の関係機関と連携しながら、教育研究の枠組み及び手法の構築、実践、評価を行う体制を整備する。あわせて、教員や保育士等に対する研修の充実等により、各園等において、教育研究の中心的役割を担うことができる人材を育成することが重要である。とりわけ、市町村は、自ら設置する公立幼稚園等において地域の実情等に応じた特色ある幼児教育の研究を進め、その他の地域の幼稚園・保育所・認定こども園等と研究成果を共有することにより、地域の実情等に応じた特色ある幼児教育を推進するとともに、その中心的役割を担う人材育成に取り組むことが求められる。

②教員・保育士等の資質能力の向上及び計画的な人材確保

- 子供の育ちをめぐる環境の変化等に対応しながら、質の高い幼児教育を 推進するためには、教員や保育士等の資質能力の向上と優れた人材を計 画的に確保することが不可欠である。
- このため、教員や保育士等の給与等の処遇や配置の改善、園内外での研修への参加機会の確保など計画的に優れた人材を確保するために必要な施策を推進するとともに、組織体制の整備等により、教員や保育士等が各々の能力を十分に発揮できる環境を整備する。また、経験や組織における役割等に応じた昇進やきめ細かな研修体系などキャリアアップを図る仕組みを整備し、さらなる資質能力の向上を支援する枠組みを構築する。
- 特に、幼稚園教員や保育士においては若い世代の入れ替わりが多く、各

施設においては、経験に基づく知見が蓄積されにくい状況にあることを踏まえ、経験の浅い教員・保育士等に対しては、経験に基づき、指導方法等について的確かつ具体的な指導助言等ができる教員・保育士(「初任者指導員」)等を配置・派遣するとともに、指導方法等に関する参考となる情報の提供を行うなど、きめ細かな支援・研修体制の整備が必要である。

- また、教員・保育士等の資質能力の向上を図りその能力を十分に発揮できる環境を整備するため、管理職や経営者がマネジメント能力の向上や意識改革を図ることができるよう、管理職や経営者に対する研修の充実を図る。
- さらに、幼児教育に関する専門性の向上を図るとともに、子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育、小学校教育との連携・接続といった幼児教育をめぐる様々な課題に対応する力を養うため、幼稚園教員のより上位の幼稚園教諭免許の取得や、小学校教諭免許状・保育士資格の併有を促進するとともに、例えば、幼稚園教員・保育士の養成課程における小学校との接続に関する内容の充実、幼稚園教員・保育士と小学校教員の合同研修の実施、幼稚園と小学校双方の指導が行えるような人材の育成など、教員養成課程・保育士養成課程、研修及び教員免許制度等について必要な検討を行う。(再掲)

併せて、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等の教員等の人事交流や、施設間の連携において中核となる職員(連携推進教員)の配置等を進めることにより、相互理解と相互の資質・能力の向上を促進する。その際、これらの取組を効果的に推進するため、小学校の管理職が連携の重要性について理解し、幼稚園、保育所、認定こども園との連絡・調整等について積極的な役割を果たすことが期待される。

○ また、幼稚園・保育所・認定こども園等と地域の大学の教員養成課程・保育士養成課程や研究科その他の幼児教育研究団体や研究機関との連携体制を強化することにより、教員等の資質能力の向上に関する課題について共通理解を図るとともに、その課題の解決に向けた取組(例えば教育実習や研修内容の充実等)を相互に連携しながら促進することが必要である。

○ さらに、幼稚園・保育所・認定こども園等において、管理職の下で、教育課程・保育課程や指導計画、研修、職員のマネジメントを担うことのできる人材を育成するため、研修等の内容の充実を図るとともに、各園において、それらの人材を有効に活用できるような組織体制の整備を進めることが重要である。

③幼児教育に関する適正な評価システムの導入

- 幼児教育の質の向上を図るためには、幼稚園・保育所・認定こども園等において、自己評価を確実に実施するとともに、関係者評価や第三者評価を進め、取組の成果を適切に評価し、その結果を施設の運営や環境づくり、教育課程等に生かすことにより、持続的に改善を促す PDCA サイクルを構築することが必要である。
- このため、子供の学びの成果 (アウトカム)、指導方法、施設の運営や 環境等に対する評価を行う際の観点や方法に関する指針等を作成すると ともに、幼児教育の質に関する評価の仕組みを構築する。

④幼児教育に関する研究拠点の整備、実証的な調査研究の推進

- 近年、諸外国において、米国のペリー就学前計画における研究を始め、 質の高い幼児教育が、その後における進学率の上昇や所得の増大、犯罪 率の減少をもたらすなど、教育的・社会経済的効果を有するとの実証的 な研究成果が得られている。また、幼児教育により、認知的能力のみな らず、非認知的能力を高めることで、長期的効果が表れるという成果も 得られている。
- 我が国において、質の高い幼児教育を実現するためには、幼児教育の意義、我が国における幼児を取り巻く環境や発達に関する課題、効果的な指導方法等について、科学的・実証的な検証を通じて明らかにし、国として、それらのエビデンスに基づいた政策形成を促進することが必要である。
- とりわけ、幼児期に育むべき認知的能力・非認知的能力とは何か、それらを育む教育内容・指導方法・環境等についての調査研究が急がれる。

- このため、国が中心となって、大学等の研究機関、地方自治体、幼児教育研究団体、幼稚園・保育所・認定こども園等との連携による実証的な調査研究や、脳科学・発達心理学などの隣接諸科学の成果を踏まえた学際的アプローチによる科学的な調査研究を促進するとともに、これらの研究成果をデータベース化するなどして集約・整理し、地方自治体や幼稚園・保育所・認定こども園等へフィードバックする枠組みを構築する。
- 特に、国立大学附属幼稚園においては、大学との連携により附属学校の特性を活かした先導的・実験的な幼児教育の実践を行うとともに、地域の教育委員会等と連携しながら、地域の教育課題を踏まえた調査研究に取り組むことが期待される。
- 国は、大学・研究機関、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の調査研究やこれらの関係機関をつなぐネットワークの構築等について支援を行うとともに、こうした取組の実施状況を踏まえつつ、国における幼児教育の研究拠点(ナショナルセンター)の整備に向けた検討を行う。
- なお、これらの調査研究によって得られた、幼児教育の意義や効果的な 指導方法等に関する科学的知見等の研究成果については、家庭や地域、 幼稚園・保育所・認定こども園等の関係者等に対してもわかりやすく周 知し、関係者の間で共通理解を図ることが必要である。

(2) 質の高い幼児教育の提供体制の確保

①地方自治体等における幼児教育の推進体制の整備

- 新制度の施行により、市町村は就学前の教育・保育に係る提供体制や振興方策に関する事業計画を策定するなど、市町村の就学前の教育・保育に係る施策を総合的に実施することとなる。しかしながら、今後の幼児教育の一層の振興を図るために市町村がどのような役割を果たし、どのような体制を構築していくかといった点については、制度の上で明確とはなっていない。
- こうした状況を踏まえ、地域の公教育を担う立場の市町村が、地域の幼

児教育について責任を持ち、国や都道府県と連携しながら中心的な役割を担うことを制度上、明確化することが重要である。その際、例えば私立幼稚園においては、それぞれ建学の精神に基づいて特色ある教育活動が行われていることなど、各施設の状況を考慮しながらも、地域の実情に応じて、幼稚園教育要領等で示される幼児教育の水準を満たした質の高い幼児教育が提供されることが求められる。

- また、市町村は、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じて、質の高い 幼児教育を提供するため、首長のリーダーシップの下で、今後市町村に設 置される総合教育会議の場等を積極的に活用して、市長等の首長部局と学 校教育や家庭教育支援を所管する教育委員会の相互の役割を明確にしな がら、人材育成、調査研究、施設への指導・助言等について、相互に連携 を図りつつ、総合的かつ計画的に取り組むことが期待される。
- さらに、自ら設置する公立幼稚園等を活用しながら、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材の育成を進め、幼児教育の質の向上に取り組む専任の職員を配置し、幼保小連携や幼稚園等を活用した調査研究事業等を推進する体制を整備することが重要である。
- 地域の幼児教育の質の向上を図るためには、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して、横断的に教育内容や指導方法、指導環境の改善等について指導・助言を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等の連携を推進することができる人材(「幼児教育アドバイザー(仮称)」)を配置することが重要である。このため、市町村は、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材の育成を進め、それらの人材を「幼児教育アドバイザー(仮称)」として配置するなど、必要な体制の整備を進める。
- 都道府県は、市町村が質の高い幼児教育を提供できるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、幼児教育のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な施策を講じることが必要である。例えば、県内に幼児教育の中核を担う幼児教育センターを設置し、当該幼児教育センターを拠点とした教員・保育士等に対する研修の充実、「幼児教育アドバイザー(仮称)」の資質能力の向上、配置の促進等に取り組むことが期待される。

○ 国は、市町村が質の高い幼児教育を提供できるよう、市町村及び都道府 県と相互に連携を図りながら、市町村における幼児教育の推進体制を支援 する施策その他の必要な各般の措置を講じることが必要である。例えば、 質の高い幼児教育に関し必要な基準の策定や財政支援、実証的な調査研究 や情報提供等が期待される。

②障害のある子供への適切な支援体制の整備

- 乳幼児健康診査や就学時健康診断等の機会を積極的に活用することにより、子供の障害を早期に発見するとともに、障害のある子供の育ちや学びを地域全体で支えるため、地方自治体における教育委員会、福祉部局その他特別支援学校、療育センター、医療機関、大学等の関係機関と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携体制を整備する。
- 乳児期から青少年期まで、発達の段階に応じた継続的な支援を行うため、障害のある子供や気になる子供に関する情報(障害の状態、必要とされる支援の目標や内容、支援に当たっての留意事項等)を一元化し、小中学校等へ引き継ぐための記録(「個別の教育支援計画」を含む。)の作成に当たって参考となる情報の収集等を行う。
- とりわけ、近年、発達障害には早期発見・早期対応が効果的であるという報告があることも踏まえ、幼児期から発達障害のある子供への支援充実を図っていくことが重要である。
- また、インクルーシブ教育システムの理念も踏まえ、障害のある子供が、 幼稚園・保育所・認定こども園等において、障害のない子供と共に安心 して過ごせるよう、必要な施設整備の支援を行うとともに、専門的知見 を有する人材の配置・派遣を促進することが重要である。
- さらに、「5歳児健診」を始め、市町村独自で実施している施策の状況 や成果、課題等を踏まえ、必要に応じ、国においても、関連施策の制度 化や支援体制を含め検討を行う。

③家庭や地域の教育力の向上

○ 近年の核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化など

社会環境の急速な変化により、家庭や地域における教育力が低下し、本来なら家庭や地域で身に付けているはずの生活習慣等が身に付いていない等の問題が生じている。

- 本来、家庭は、愛情やしつけなどを通して幼児の成長の最も基礎となる 心身の基盤を形成する場であり、地域は、様々な人々との交流や身近な自 然とのふれあいを通して豊かな体験をさせる場である。
- また、幼稚園・保育所・認定こども園は、幼児の家庭での成長を受け、 集団活動を通して、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、 教員や保育士等に支えられながら、幼児期なりの豊かさに出会う場であ る。
- 子供の健やかな成長を社会全体で支えるためには、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭、地域がそれぞれの場での教育機能を向上させるとともに、相互の連携・協力の重要性について共通理解を図りつつ、子供の学びや成長をより豊かにするという目的に向かって、一体となって取り組むことが重要である。
- このため、家庭教育の担い手である親の学びを支援するため、公民館等の社会教育施設等における学習機会の提供を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等における子育て広場等の開催や地域の子供・保護者に対する相談体制を整備するなど、家庭教育に対する支援を充実する。その際、家庭教育支援に係る専門的知見を有した地域人材の養成を進めるなど、家庭にとって身近な支援体制とすることが重要である。
- また、幼稚園・保育所・認定こども園における PTA 活動や保護者会等 を通じて保護者同士の交流を進め、子育ての喜びや楽しさ、充実感を味わいながら、幼稚園・保育所・認定こども園や地域との繋がりを深めていくことも期待される。
- とりわけ、3歳未満児を家庭で養育する保護者が孤立しやすい傾向にあるため、幼稚園・保育所・認定こども園が地域の子供を育てる幼児教育センターとして、その専門性やノウハウを生かし、保護者が子育ての喜びや生きがいを実感できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園におけ

る親子登園や相談事業、一時預かり等の取組の充実を図るとともに、乳 幼児健康診査等の機会を活用した相談や情報提供等の支援を推進するこ と等により、子育て支援の充実を図ることが必要である。

- その際、各施設は、自らの専門性やノウハウを生かしながら、必要に応じて家庭教育支援の取組とも連携しつつ、親の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、子供のより良い育ちを実現する方向となるよう子育て支援を行うとともに、家庭・地域における生活から集団での学習活動へ円滑に接続できるように取り組むことが必要である。
- さらに、子供は、乳幼児期から子供同士のコミュニケーションを行う中で、他者との協同の精神を学び、それがその後の社会性の発達の基礎となると考えられることから、子供同士のコミュニケーションが不足しがちな乳幼児期において、幼稚園・保育所・認定こども園等、家庭、地域が連携して、子供同士のコミュニケーションの機会を積極的に確保することが重要である。
- その際、経済的困窮、虐待など、支援を必要としながらも支援が届きにくい様々な問題を抱える家庭に対しては、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進するとともに、当該家庭の子供が通う幼稚園・保育所・認定こども園等と教育委員会、市町村虐待担当部署や児童相談所などの関係機関が連携強化を図るなど、より十分な支援を行っていくことが必要である。
- また、子供の健やかな成長を社会全体で支えるという点において、地域 社会が果たしてきた役割は大きく、核家族化や地域における地縁的つなが りの希薄化が進む現代社会においても、地域が一体となって子供の学びや 成長を豊かにするという観点から、地域人材の幼児教育への積極的な参画 を図るため、市町村や各園が中心となって、地域人材を活用した教育内容 ・方法の充実等に取り組むことが重要である。
- さらに、地域における幼児教育の課題に関する保護者や地域住民の理解 を深め、互いに連携して地域の子供の育ちを支援していく体制を整備する ため、幼稚園、保育所、認定こども園等の保護者同士の連携・交流を促進

するとともに、学校運営協議会の設置促進や学校評議員制度の積極的活用 等により、保護者や地域住民等の幼稚園、保育所、認定こども園等の運営 への参画を促進する。

○ なお、家庭教育の充実を図る観点から、企業において、「親と子が共に 育つ」視点に立って、より一層子育て家庭に対する理解を深め働き方の見 直しを進めるなど、社会全体でワーク・ライフ・バランスの改善を図るこ とも重要である。

具体的には、企業において、育児休業制度等の普及・取得率の増加、労働時間の短縮、短時間勤務制度、在宅勤務制度等が進むよう促すことが重要である。

(3) 幼児教育の段階的無償化の推進

- 幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、全ての子供が、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じて、質の高い幼児教育を誰もが安心して受けることができるよう、幼児教育の無償化を推進することが極めて重要である。
- その重要性を認識した先進諸国を始めとした諸外国では、学校教育制度 ・保育制度のどちらに組み入れられているかの違いはあるものの、おお むね3歳から5歳において教育・保育の無償化が進められている。
- 幼児教育の無償化は、我が国においても取り組むべき喫緊の課題であり、特に、小学校教育との円滑な接続を図る観点から、5歳児の環境整備を急ぐ必要がある。
- その際、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、経済的に困難な状況にある低所得世帯の子供に対する幼児教育の機会を確保することが重要であることから、低所得世帯への無償化や軽減措置に留意が必要である。
- また、幼児期は一般に親の年齢が若く、収入も少ないことが多く、教育 費の負担軽減は少子化対策にも資すると考えられることから、多子世帯 への無償化や軽減措置にも留意が必要である。

○ これらの幼児教育の無償化を段階的に推進するため、必要な財源の確保 方策について、政府・与党が一体となって検討する。

(4) 幼児教育の充実のための財政支援の充実

- 前述2. (1)から(3)までの幼児教育の質の向上に必要な施策が確実に実施されるよう、国及び地方自治体は一体となって必要な財源の確保を図ることが必要である。
- さらに、幼児教育の質の向上を図るためには、幼児教育を担う施設や人材等の確保及び充実等の環境整備が不可欠であることから、平成27年度4月から施行された新制度を適切に運用することが重要である。
- そのためには、新制度の下で、新制度の本来の目的でもある幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の質の向上が行われるよう、十分な施設型給付を確保することが必要である。このため、消費税収以外の財源も含む1兆円超の財源を確保した上で、質改善等を早期に実現すべきである。
- また、新制度に移行しないことを選択した幼稚園も、我が国の幼児教育の中核的機関であることから、子ども・子育て関連3法に対する衆議院及び参議院の附帯決議を踏まえ、私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の一層の充実を図ることが必要である。

また、特別な補助など、上乗せの私学助成の継続について検討することが必要である。

- なお、新制度施行後当分の間は、教育標準時間認定(1号認定)の子供に係る施設型給付は、私学助成等における国と地方自治体の私立幼稚園に対する財政支援の状況等を踏まえ、公定価格の設定による急激な変化を緩和し円滑な移行を図るため、「全国統一費用部分」と「地方単独費用部分」から構成されることとなっているが、全国のいずれの市町村においても、私立幼稚園に対し十分な施設型給付が確実に支給されるようにすることが必要である。
- また、新制度における公定価格の設定については、新制度施行後におい

ても、地域の実情に応じ、質の高い幼児教育を実施しうるものとなって いるかという観点等から、絶えず検討を行い、必要に応じて見直しを行 う。

○ さらに、地域の子育て支援のニーズにきめ細やかに対応するため、幼稚園における「預かり保育」等に対しては、新制度において、私立幼稚園が従前どおり「預かり保育」を実施できるよう、「一時預かり事業(幼稚園型)」は、市町村事業であるが、これまで「預かり保育」を実施してきた私立幼稚園が新制度に円滑に移行した場合、市町村から私立幼稚園に対し「一時預かり事業(幼稚園型)」を確実に委託し、その財政支援の充実が図られるようにする。

(5)新制度の検証

- 平成27年4月から施行された新制度については、市町村における幼児教育の振興に向けた取組や意欲の差が大きいため、まずは、全ての市町村で幼児教育の推進体制が整備されることが重要である(2. (2)①参照)。
- また、新制度の施行後、法律に基づき、制度の全体について様々な観点から見直しが行われることとなるが、幼児教育の質の向上のための取組が市町村において確実に実施されているかという幼児教育の振興の観点から、例えば以下の事項について検証を行い、必要に応じて新制度の見直しについて検討を行う。
 - ・3歳未満児を家庭で保育する場合の支援の充実
 - ・幼稚園の預かり保育の位置付けの明確化と財政支援の確保
 - ・教育標準時間認定(1号認定)の子供に対する十分な施設型給付の確実 な措置
 - ・市町村における幼児教育の推進体制の整備
 - ・市町村における公私間、幼保間、新制度・現行制度間で均衡のとれた公 正な利用者負担額の設定
 - ・教職員等の処遇・配置の改善、資質能力の向上

3. 「幼児教育振興法(仮称)」の制定

- 幼児教育は生涯にわたる人格形成を培う非常に重要なものであり、その 振興は、国家戦略として政府・与党あげて全力で取り組むべき重要課題 である。
- 幼児教育の振興に当たっては、このような認識の下、広く国民の理解を 得つつ、文部科学省だけでなく関係省庁を含め、政府全体として取り組 み、都道府県・市町村においては、本提言を踏まえ、幼児教育の在り方 について主体的に考え、その振興に積極的に取り組むことが必要である。
- また、幼児教育の一層の振興を図るためには、国として幼児教育の重要性・意義等の基本的理念について示すことが必要である。さらに、この基本的理念等に基づき、市町村を中心として、国、都道府県、家庭及び地域が、上記の幼児教育の振興方策について一体となって取り組む体制を確実に整備することが必要である。そのためには、新しい法律(「幼児教育振興法(仮称)」)の制定が不可欠と考える。